

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和2年5月18日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

西京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和2年6月18日から同年7月17日まで(日曜日及び土曜日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所 : 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
6月18日(木)	午前10時～午後2時	嵐山東小学校
6月19日(金)	午前10時～午後2時	桂東小学校
6月22日(月)	午前10時～午後2時	大原野小学校
6月23日(火)	午前10時～午後2時	檜原小学校
6月24日(水)	午前10時～午後2時30分	大枝小学校
6月25日(木)	午前10時～午後2時30分	桂小学校
6月26日(金)	午前10時～午後2時	境谷小学校
6月29日(月)	午前10時～午後2時	川岡小学校
7月1日(水)	午前10時～午後2時	松尾小学校

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定期検査を延期する場合がありますので、ご注意ください。